

時事新報

第二千七百三十九號
明治三十三年八月七日 (庚申)
舊曆庚寅六月廿七日
日 出 午 前 四 時 五 十 分
入 午 前 六 時 三 十 分
月 入 午 前 十 時 三 十 分
出 午 前 十 時 五 十 分
日 入 午 前 十 時 五 十 分
出 午 前 十 時 五 十 分
(西曆一千八百九十年)

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選
 送料廣告料ハ左ノ如シ
 一 枚二錢〇二箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
 圓〇一年前金六圓
 〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一
 箇月十五錢ノ選送料ヲ申受ク

| | |
|-------|------|
| 一行五錢 | 二日以上 |
| 一行十錢 | 三日以上 |
| 一行二十錢 | 四日以上 |
| 一行三十錢 | 五日以上 |
| 一行四十錢 | 六日以上 |
| 一行五十錢 | 七日以上 |

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
 時事新報配達のためには此場合に新報代價一箇月
 前金八圓にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵
 便印紙の代價を申受く可し

時事新報

貴族院勸諭議員

貴族院は何の爲めに設くるや貴族は其祖先以來國家に
 對して云々の來歴功績ある者にして國の政に參與す
 るの特權あるが故なりと云ふは一説也然らば其
 稱して國の元老長者を集め代議院と相對して互に兩立
 せしむるは何故なりや畢竟今の進化世界に於ける立法
 院の成立して所謂劣滅の運命に罹らざるは既往の事歴
 如何に拘はらず現在その入用あるが故にして我輩の所
 見を以てすれば彼の貴族院なるものは政府と衆議院と
 の間に立て出來べきだけ其折衝を附け且つ彼の衆議院
 の議事に於て黨論激烈、熱火を飛すの場合あるに當り
 其上風より冷水を送りて鎮火ポンプの用を爲し以て其
 延焼を防ぎ以て其平和を保つての役目あるものありと信
 ず今西洋立憲政治國に於て所謂貴族院を組織する者は
 地位高く名望重く多くの財産不動産を有して家計富裕
 なる人々なれば世に云ふ金持喧嘩せずの流儀にて平和
 と愛し秩序を重んじ彼の保守主義に傾き易きは即ち自
 然の勢にして英國貴族院などの事例を見れば直に此趣
 を合點するに足る可し勿論英國の如きは政黨内閣の由
 來も久しく内閣員と政黨は常に衆議院の過半数を占
 めり一朝其過半数を下るときは代て之れを占めたる者が
 更に内閣を組織するの趣向なれば衆議院と政府とは一
 體と形との關係ありて此中に論議する所のものは一々政
 府の反對に出でし其頭腦を致しめざるのみか何れも
 責任ある政治家が坐して言ふべく立て行ふべき議案を
 論じて是非を議院の過半数に決するものあるが故に此
 貴族院が衆議院に對して極端の反對論に達し得ざるに
 此年英國貴族院が衆議院の議決に反對して争論を生
 じたると云ふことを聞かざるが如き畢竟彼の立憲政治
 の體裁を識したる結果ならんやと雖も我日本國の國會
 は新舊の國會にして政黨内閣の準備として未だ整頓
 するに至らず現に内閣員にして名を衆議院議員に列
 する者も實に數人あるのみ左れば衆議院と政
 府との關係形とに非ずして或は水と火との勢を
 爲すものありと云ふ可らず而して我貴族院は正し
 其本分を盡さざる可らざる

官報

○海軍省令第十二號
 明治三十三年(七月)省令第六號海軍軍樂生徵募細則ヲ
 廢ス

○海軍省令第十三號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第十四號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第十五號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第十六號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第十七號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第十八號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第十九號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

が故に由來久しき西洋立憲政治國の貴族院に比して其
 責任特に重しと云はざるを得ず然るに我貴族院議員中
 舊華族並に多額納稅者より出でたる者は地位名望財產
 等を始め其他百般の事情に於て西洋貴族院の議員と大
 抵その趣を同すれども爰に一體の新元素とも稱す可
 きは彼の新華族より出でたるものなり此人々は王政維
 新の前後に於て今の内閣諸氏と共に何れも一塵の勳功
 を立てず華族に列したる者なれば其政治上の所見に於
 て卓論高説あると同時に或は一癖ある奇論もあらん或
 は不平論もあらん急言促議批評的誠實的の辯を振ふて
 快と一時に取るものもあらん而して彼の舊華族並に多
 額納稅者の如き從來居家處世習慣教育等の致す所、高
 級紳士階級を履するの氣概に乏しきは獨り我國のみに
 限らず何れの國にても同様あるが故に貴族院議員を導
 きて眞實本院の職分を盡くさしむるには平和を重んじ
 秩序を尚び思慮慎密、丁寧の事の利害を辨析して急激
 論の渦中より多數議員を救ひ出すやうの人物なかる可
 らず蓋し此流の人物は既定貴族院議員中にも全く之れ
 なさに非ざるべけれど既に其人あるに於て益々之を
 増加せんとするは即ち我輩の希望にして申すも畏き事
 ながら彼の議員勸諭に就ては朝野を通じて勞働尋求、
 篤厚厚の人の得て終生貴族院中に洋々たる和氣を放
 たしめ西洋立憲政治國にては政府と衆議院との間に立
 ちて鎮火ポンプたる可き貴族院が我日本國にては反對
 論の激戦を生じてポンプ自身に火を發せざるやうの
 覺悟あらんと國會平和の手段中最も大切なるものなら
 んと我輩の確信する所なり

○海軍省告示第二十二號
 本年十月軍樂生四十名左ノ府縣ニ於テ徵募ス
 明治三十三年
 海軍大臣子爵樺山資紀

○全國製作概況
 本年全國(長野、栃木、石川、神奈川の四
 縣及北海道)は報告を缺く製作の概況は播種以來氣
 候順を得ず成熟の期に臨み霖雨屢々なりしたため多少の
 損害を被り其最も甚しきは静岡、鹿児島、高知、岐
 卓の五縣にして之に次ぐものは大坂、神奈川、兵庫、愛
 知、奈良、香川、滋賀、福井、和歌山、熊本の一府九縣なり
 福崎、青森二縣の如きは平年より却て豐熟の現況を
 呈し農手、新潟、宮城、山形、群馬の五縣は平年に比し僅
 に減せしのみ其外東京、京都、埼玉、千葉、茨城、三重、山
 梨、秋田、福井、富山、鳥取、廣島、山口、岡山、徳島、愛媛、
 大分、長崎、宮崎の二府十七縣は概ね五六分の作物とす
 其詳細は左表の如し(農商務省)

| 府縣名 | 本年 | 前年 | 本年 | 前年 |
|-----|----|----|----|----|
| 東京 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 神奈川 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 大阪 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 兵庫 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 京都 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 奈良 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 和歌山 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 鳥取 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 徳島 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 愛媛 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 高知 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 鹿児島 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 福岡 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 山口 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 岡山 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 広島 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 香川 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 愛知 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 岐阜 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 静岡 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 長野 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 北海道 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |

○農田競争の落着
 豊前國田川郡炭田は炭質良好且炭
 層も八尺層あるを以て明治二十年中海軍省に於て炭備
 炭田を爲し借出を禁止せしが昨年に至り安永峠以北は
 之を解放し更に農商務省に於て精、金田及伊田の三坑
 區を指定し借出を許可する事となりしが爲め一時非常
 の競争にて終に漸く昨年事に至りて夫々落着きたり然

官報

○海軍省令第二十號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十一號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十二號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十三號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十四號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十五號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十六號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十七號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十八號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第二十九號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

○海軍省令第三十號
 八月六日
 海軍大臣子爵樺山資紀

るに安永峠以南
 岡縣より特に
 が故に適當の
 恐れあるを以て
 出願を許可した
 田組と相競ふて
 かりしが右炭田
 尺炭層にして山
 る程なれば精採
 る場所多きを
 程に至り該地七
 氏の權理に落ち
 せる筑前高嶺郡
 是も亦炭層八尺
 社の約定地にて
 目下雙方とも出
 炭田借出の競争
 んと云へり

○前田氏の牧畜
 我國に必要なる
 とあり其後各所
 が今度前農商務
 牧場を設け其増
 を營むもの近年
 汽船數百二十餘
 は豫て紙上に掲
 と共衆社との間
 を始め右に關す
 かの照議ありし
 へり但し大坂商
 來の病痾今に癒
 未だ右合併に關
 及ばざれども同
 京する都合あり

○釜山港への航
 を經て朝鮮の釜
 第二回の航海
 しが同船は去三
 苦二百零三個の
 て去る三日安治
 今同船の航海は
 ○撰擧長又對す
 去月十三日村會
 進派多數を占め
 の檢閱を請求す
 の後に撰擧録を
 三日撰擧の趣旨
 の訴願者は今度
 ○不景氣挽回策
 今講究なる所
 臨時總會にて
 員として同會
 氏決議案を携へ
 ○去月中東京株
 定期買戻は取引
 止まり其商況
 十九日六十餘萬